

○財務省告示第百九十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十六年五月二十九日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年六月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第七
回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び特別
の法律及びそ
の
条
項
会
計
に
関
す
る
法
律
（
平
成
十
九
年
法
律
第
二
十
三
号
）
第
四
十
六
条
第
一
項

三 振替法の適
用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定

四 発行方法

の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
利回りを競争に付して行われる
入札（以下「利回り競争入札」と
いう。）による発行（以下「利
回り競争入札発行」という。）及
び利回り競争入札の募入の決定
をした後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各国債市場特別
参加者ごとに応募限度額を定め
るものによる発行（以下「国債
市場特別参加者・第II非価格競
争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法

七						六																					
イ			ロ			イ			ロ																		
者	特	国	行	争	利	行	争	非	者	特	国	行	争	利													
第	別	債	入	入	回	入	入	格	・	別	債	入	入	回													
Ⅱ	参	市	札	札	り	札	札	競	第	参	市	札	札	り													
加	加	場	発	発	競	発	発	額	Ⅱ	加	場	発	発	競													
払込金額						発額																					
四	万	三				で	た	条	特	円	千	国	項	計	十	つ	定	う	額		込	募	各	り	い	各	
百	円	千				四	利	第	別	四	四	債	の	に	九	い	に	ち	面		み	限	国	当	も	申	
六		八				百	付	一	会	百	五	つ	規	関	億	て	基	づ	財	額	の	度	債	て	の	込	
十		百				七	国	項	計	十	五	い	定	す	四	は	、	き	政	で	応	額	市	る	か	み	
二		九				十	債	の	に	五	億	て	基	る	千	額	、	発	法	三	募	場	。〃	ら	の		
億		十				五	に	規	関	億	は	、	づ	法	八	面	行	第	千	九	額	の	特	。〃	そ	う	
八		二				億	つ	定	す	五	、	き	第	律	十	金	し	四	九	百	を	範	別	。〃	の	ち	
千		億				千	い	に	る	千	額	、	き	第	五	面	行	第	千	九	割	内	加	。〃	の	ち	
四		七				九	て	基	る	九	面	、	づ	法	四	金	し	四	百	九	り	に	者	。〃	の	ち	
百		千				十	、	づ	る	百	額	、	き	第	十	面	行	第	九	十	当	お	ご	。〃	の	ち	
万		二				五	額	き	る	十	で	、	づ	四	十	金	し	十	五	て	い	と	。〃	の	ち	募	
		百				十	面	発	る	五	額	、	づ	法	六	額	行	十	九	。〃	て	の	。〃	の	ち	募	
		八				五	金	行	る	万	で	、	づ	第	十	額	し	十	五	。〃	各	の	。〃	の	ち	利	
		十				万	額	行	る	二	付	、	づ	四	十	額	し	十	九	億	申	各	の	。〃	の	ち	回
							し	行	る		一	、	づ	十	五	額	し	十	億	円	。〃	申	各	の	。〃	の	ち
							額	し	る		六	、	づ	十	五	額	し	十	億	円	。〃	申	各	の	。〃	の	ち

十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
初期利子	第二期以後の利子	償還期限	償還金額	元利支	払場所	入札参加者

ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。平成二十六年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.7}{100} \times 1.1$$

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成十六年三月二十日額面金額百円につき百円

日本銀行
財務大臣から通知を受けた者

平成二十六年五月二十九日